

公立大学法人釧路公立大学における規程の制定改廃に関する規則

令和6年7月1日

法人規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人釧路公立大学（以下「法人」という。）における規程（以下「法人諸規程」という。）及び法人が設置する釧路公立大学（以下「大学」という。）における規程（以下「大学諸規程」という。）の種類並びに制定改廃の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 法人諸規程及び大学諸規程の種類及び表記は、次のとおりとする。

- (1) 法人規則又は大学規則
- (2) 法人規程又は大学規程
- (3) 細則
- (4) 要綱
- (5) 要項
- (6) 要領

(規則)

第3条 規則は、法人及び大学の運営に係る重要事項について、公立大学法人釧路公立大学経営審議会（以下「経営審議会」という。）又は公立大学法人釧路公立大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）の議を経るとともに、理事会の議を経て、理事長又は学長が定めるものとする。

(規程)

第4条 規程は、法令、公立大学法人釧路公立大学定款、公立大学法人釧路公立大学業務方法書又は規則の規定に基づき委任された事項並びに法人及び大学の運営又は教育研究に係る基本的事項について、その内容に応じて、経営審議会若しくは教育研究審議会又は両審議会の議を経るとともに、理事会の議を経て、理事長又は学長が定めるものとする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、学長選考に関するものは、学長選考会議（以下「選考会議」という。）に諮って、選考会議の議長が定めるものとする。

(細則)

第5条 細則は、規則又は規程を実施するため、その細目的事項について、理事長又は学長が定めるものとする。

(要綱、要項及び要領)

第6条 要綱、要項及び要領は、事務処理上必要な事項について、理事長又は学長が定めるものとする。

(公布)

第7条 第2条第1号の規則又は第2号の規程の制定改廃を行った場合には、法人又は大学のホームページへの掲載その他の適切な方法により学内に公布するものとする。

(施行期日)

第8条 法人諸規程及び大学諸規程は、当該規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。